

～農業者のみなさまへ～

地域農業構造転換支援事業（国事業）の要望を受け付けています。

地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入経費を支援します。



※事業内容等は国の要綱改正により、変更となる可能性があります。

1. 補助金額

- (1) 補助率 総事業費の3/10以内
(2) 補助上限 個人：1,500万円以内 法人：3,000万円以内

2. 対象となる事業内容

成果目標（裏面記載）の達成に直結する、農業用機械・施設

- ・整備内容ごとに事業費**50万円以上**かつ法定耐用年数がおおむね**5年以上**20年以下のもの。
- ・既存の農業用機械等の**単なる更新（同種、同能力等のもの）ではないもの。**
- ・**令和9年4月以降に着手（契約等）し、令和10年1月までに事業完了（納品等）するもの。**

- 例）
- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
 - ・ビニールハウス、乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設
 - ・農地等の改良又は造成
 - ・リースによる農業用機械の導入



※運搬用トラック、パソコン、倉庫等の汎用性が高いものや、既に購入（契約）している農業用機械等は対象外です。

※耐用年数の期間中、**園芸施設共済や農機具共済の加入等、被災に備えた措置**が必要です。

※処分制限期間内の営農継続が困難となった場合は、財産処分の対象となる場合があります。

※この事業で導入する農業用機械を保管するため設置する格納庫に限り対象とできる場合がありますので、個別にお問い合わせください。

3. 対象者

地域計画に位置づけられた担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）

4. 対象地域

- ・地域計画の目標集積率が6割以上の地域
- ・地域計画の目標集積率が現状の集積率より10ポイント以上増加する地域

※高知市では、大津鹿兒地区及び介良地区が対象です。

今後、地域計画の変更により、目標集積率が現状の集積率より10ポイント以上増加することとなった地域については、新たに対象地域とすることができます。

地域計画はこちら→



5. 成果目標（令和11年度時点）・取組内容ポイント

※**成果目標及び取組内容の合計ポイントが高い方から、予算の範囲内で採択されます。**

令和11年度時点で成果目標が未達の場合は、指導の対象となる場合があります。

【成果目標ポイント】

下記の(1)(2)(3)のうち、いずれか1つを選択してください。

(1) 対象地域内で経営面積の3割又は4 ha以上の拡大

おすすめ!

※従来から営農している農地での経営拡大（裏作、田から施設園芸への転換等）や、既に有している未作付地で作付再開する場合は、拡大面積に含みません。

※利用権設定等申出書や営農計画書、農作業受委託契約書（全作業）等、面積が確認できる書類が必要です。

(2) 付加価値額 1 割以上の拡大（青色申告者のみ）

※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 雇用人件費

※成果目標ポイントの合計が20点未満の場合は不採択。

(3) 労働生産性 3 %以上の向上（青色申告者のみ）

※労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間又は労働人数（農業及び農作業受託に関わるものに限る）

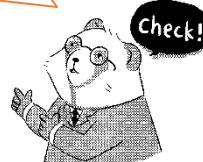
※成果目標ポイントの合計が20点未満の場合又は付加価値額が現状未満の場合は不採択。

【取組内容ポイント】

- (4) 経営管理の高度化
- (5) 環境配慮の取組
- (6) 輸出の取組
- (7) 女性の取組
- (8) 労働環境の改善

申請時に「地域農業構造転換支援計画個別経営体調書」の作成をお願いします。

調書の様式はこちら→



6. その他留意事項

- 採択後に下記の対応をお願いします。
 - ・環境負荷低減のチェックシートの提出。
 - ・管理運営日誌又は利用簿等の提出。（達成状況の報告と併せて年に1回）
 - ・青色申告の実施。
 - ・自然災害や感染症、大事故に備えた農業版BCP（事業継続計画）の策定。
- 虚偽の申請をした場合は、補助金返還等の措置を講ずる場合があります。

【本事業の要望及びお問い合わせ先】

高知市役所 農林水産課

高知市本町5丁目1-45 第二庁舎2階

☎088-823-9458

【お問い合わせ時は、以下の資料をご用意ください】

- ・R7年分（ない場合はR6年分）の決算書（必須）
- ・耕作する農地の面積がわかるもの
- ・導入する機械等の見積書及びカタログ
- ・労働保険又は社会保険への加入者は、加入証明書等

